

能登でのフィールドワークを通じた防災学習推進業務委託仕様書

1 業務名

能登でのフィールドワークを通じた防災学習推進業務

2 目的

本県の高校生が、令和6年能登半島地震の被災地を訪問し、県内で発生した千年に一度とも言われる大災害から様々なことを学び得ることは意義深いことから、能登地域以外の県内高校生を対象に、能登でのフィールドワークを実施し、防災学習の推進を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 能登でのフィールドワークのための学習プログラム（以下「学習プログラム」という。）の企画・実施

① 実施予定校及び想定参加人数

実施予定校：志賀町・七尾市以南の県立高等学校（全日制） 33校

（学校名・所在地の詳細は別添一覧のとおり）

想定参加人数：2,000人

実施単位：実施は学校ごととし、1校あたりの参加者は15人～90人程度とする。

ただし、1校では少人数の場合など複数校を合同で実施する場合がある。

※実施予定校・想定参加人数については見込数であり、契約後、実施予定校との調整の上、確定するものとする。

② 学習先地域

石川県能登地域（内灘町以北の令和6年能登半島地震の被災規模の大きい地域）

③ 実施予定期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

④ 「学習プログラム」費用

「学習プログラム」に係る諸費用は、参加者1人あたり9,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

⑤ 「学習プログラム」の企画について

- ・震災遺構の見学、震災を経験した語り部による体験談を盛り込むなど、令和6年能登半島地震の被害や教訓について学習できる内容とすること。
- ・奥能登地区の現状（被災や復旧状況）を踏まえ、安全面や地域の受け入れに関する理解も考慮した内容とすること。
- ・実施予定校の所在地を踏まえ、日帰りで実施できるプログラムを複数設定すること。
- ・保険料、訪問先への謝金、施設利用料等、全ての費用を学習プログラム費用上限額の範囲内に収めること（オプションや追加請求がないようにすること）。
- ・費用の上限額の範囲内で、各実施予定校の要望にできる限り柔軟に対応すること。

- ・行程案の策定にあたり、必要な経費については委託業務に含めて積算すること。
- ・参加者へアンケート等を行い、事業効果の分析を行うこと。

⑥ 「学習プログラム」の実施について

- ・実施予定校と個別に参加者数や行程等について調整を行うこと。
- ・行程表を作成すること。
- ・交通手段の確保を行うこと。
- ・交通手段の確保にあたっては、貸切バス事業者安全性評価認定制度によって認定を受けた事業者とすること。
- ・同行する添乗員を1名以上配置すること。
- ・危機管理、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談を行うこと。
- ・実施に係る諸手続き（見学先、語り部の交渉等含む）を行うこと。
- ・緊急時の体制等の確認など実施予定校と緊密な連絡を取ること。

(2) 打ち合わせ等

- ・業務を円滑に実施するため計画的な工程管理を行い、石川県教育委員会事務局学校指導課（以下「担当課」という。）と常に綿密な連絡を取り、適切な業務執行を図ることとする。
- ・打ち合わせを行った場合は、その都度、打ち合わせ記録を作成すること。

5 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 実施計画書

当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載したものを、初回打合せ以降、速やかに提出すること。

(2) 実績報告書

- ① 本業務の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。
- ② 実績報告書については、併せて電子媒体でも提出すること。
- ③ 実績報告書の提出は、委託業務を完了したときの翌日から起算して10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い時期までに提出すること。

6 権利・義務の譲渡・守秘義務

契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また、業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。

なお、業務で使用する各種データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏えいのないようにしなければならない。

7 留意事項

この仕様書は、石川県教育委員会事務局が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

なお、業務内容については、決定した受託者の企画提案に応じ調整する場合がある。

8 その他

- (1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じて、実行委員会はその責を負わないものとする。
- ① 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。
- (3) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、委託者や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による委託者の同意を得なければならない。
- なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ石川県教育委員会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (6) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (7) 本業務で得られた成果品の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め石川県教育委員会に帰属する。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、「担当課」と協議の上、決定するものとする。